

大野市告示第266号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの間に大野市が発注する物品の製造の請負、買入れ又は借入れ、役務の提供その他の契約（建設工事の請負又は建設工事に係る測量、調査、設計等の業務に係る契約を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和2年10月1日

大野市長 石山志保

（入札参加資格審査を受けることができない者）

第1条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 物品等競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）又は次条各号に掲げる書類に虚偽の事項を記載した者
- (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合においてこれを得ていない者
- (3) 納期限の到来している国税又は市町村税を滞納している者
- (4) 申請書提出日の属する年の前年及び前々年に営業の実績がない者

（申請書の提出）

第2条 競争入札の資格審査を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、令和2年10月15日から令和2年12月14日まで（大野市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の間に、企画総務部総務課契約管理室へ提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める財務諸表

ア 法人の場合 申請日における直前決算1期分の貸借対照表及び損益計算書の写し

イ 個人の場合 申請日における直前1年分の所得税青色申告決算書又は所得
税確定申告書（収支内訳書を含む。）の写し

- (3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、個人にあつては施行令第167
条の4第1項に規定する者でないことを証する書面
- (4) 国税通則法（昭和37年法律第66号）第123条第1項の規定により交付
される国税の納税証明書
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定により交付さ
れる大野市税の納税証明書
- (6) 許可、認可等を必要とする営業にあつては、これを得たことを証する書類の
写し
- (7) 代理店又は特約店であるときは、これを証する書類
- (8) 法人が支店、営業所等の長に競争入札参加者としての権限を委任する場合に
は、その委任状（様式第3号）
- (9) 印刷の業種で登録を希望する者にあつては、印刷業者業務調書（様式第4号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、資格審査に必要な書類
- (11) ISO（国際標準化機構）規格を取得している者は、これを証する書類の写
し
- (12) 協同組合等の組合に申請している者は、組合員名簿、定款等の書類の写し
- (13) 業者カード及び、それを記録した電子媒体

2 前項の規定にかかわらず、新規に競争入札の参加資格審査を受けようとする者
は、次の表の期間（大野市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）に規定
する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）において申請を行うこと
ができる。

期間
令和3年8月1日～8月31日
令和4年2月1日～2月28日
令和4年8月1日～8月31日
令和5年2月1日～2月28日
令和5年8月1日～8月31日

（資格審査及び資格者名簿への登載）

第3条 前条の規定により申請のあった者については、経営規模、経営状況等を総
合的に審査し、当該審査の結果、有資格者については、大野市競争入札参加資格

者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第4条 有資格者の入札参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日から令和6年3月31日までとする。

（申請書の変更届）

第5条 第2条の規定により申請した者は、申請後において提出した申請書類の内容に変更を生じた場合は、その都度、遅滞なく変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

（資格の取消し等）

第6条 有資格者が、第1条各号のいずれかに該当するに至った場合又は前条に規定する変更届を提出しない場合は、当該資格を取り消し、又は相当の期間停止する。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、競争入札参加資格に関し必要な事項は、市長が別に定める。